

1. 構造的な賃上げの実現

(2) 賃上げ促進税制の強化

- ・新たに5年間の繰越控除制度が創設。
- ⇒ 繰越控除する年度については、全雇用者の給与等支給額が対前年度から増加していることが要件。
- ・人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブを付与。
- ⇒ 上乗せ加算部分が改組

中小企業は6割が欠損法人！
マイナスの年度は、一切無関係となってしまう税制でしたが、日本の雇用の7割は中小企業であることをふまえて、今回「繰り越しが可能」な制度へ改正となったようです。

	現在	令和6年4月1日開始事業年度から
10%加算	教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加	教育訓練費の額が前年度と比べて5%以上増加 + 雇用者給与等支給額の0.05%以上
5%加算	——	プラチナくるみん・くるみん プラチナえるぼし・えるぼし のいずれかの認定を受けた事業年度

4. 地域・中小企業の活性化等

(1) 中堅・中小企業の成長を促進する税制等

- ・交際費等の損金不算入制度、中小企業にかかる損金算入の特例以下の措置を講じたうえで3年間延長。
- ⇒ 損金不算入となる交際費等から除外される一定の飲食費の金額基準を一人当たり5,000円以下から10,000円以下に引き上げ。(令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用)
- ⇒ 中小企業は、年間800万円まで損金算入が認められていますが、この中に「一人当たり10,000円以下の飲食費」は入らないこととなります。

様々な事情で交際費の支出が多い方は、「相手先名」や「参加人数」を領収書等に記録し、この改正の上手な適用をおすすめします。

「第三 検討事項」…来年度以降の方向性が記載されます。

1. 年金課税

拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討。

3. 小規模企業等に係る税制のあり方

個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図る。
「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を、全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討。

7. 税務関係書類の電子化

取引に係るやり取りから会計・税務までデジタルデータでの処理により、納税者側の事務負担の軽減等及び適正・公平な課税・徴収の実現を図る観点で踏まえ、諸制度のあり方を検討。

【編集後記】

あけましておめでとうございます。

令和6年度税制改正大綱「第一 基本的考え方」では
働けば報われると実感できる社会
新しい挑戦の一步を踏み出そうという気持ちが生まれる社会
こうしたマインドが中小企業にまで浸透するような
社会を築かねばならない、と記載されていました。
そんな理想的な社会が来ることを心から願いつつ、皆さまと、
日々を精一杯過ごしていきたいと思ひます。
今年もよろしくお願ひいたします。